

# 第 18 回教育委員会

令和元年 9 月 17 日  
午後 3 時 30 分  
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第68号 職員の部活動顧問への復帰について

## 議案 第68号

「部活動顧問による部活動指導中の暴力行為等が発生した場合の対応について」  
の改正について

平成29年3月7日に議決した「部活動顧問による部活動指導中の暴力行為等が発生した場合の対応について」の規定を、次のとおり改正するものとする。

(追記箇所はゴシック体で表記)

部活動顧問による部活動指導中の暴力行為等が発生した場合の対応について

平成25年9月に策定した「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～」に基づき、学校・保護者・教育委員会が一丸となり、健全で充実した部活動の実施の取組を進めているところである。

しかしながら、部活動顧問による、非違行為のない生徒への暴力行為等が後を絶たない実態がある。

については、このような事案の根絶をより強力に推進するため、今後、部活動指導中において暴力行為等を行った部活動顧問に対しては、次のとおり対応することとする。

## 記

### 1 暴力行為等が判明した場合の対応について

部活動顧問による部活動指導中の暴力行為等が判明した場合は、直ちに当該教職員を部活動顧問から外すこととする。

### 2 処分確定後の対応について

教育委員会による処分の確定後、原則として1年以上、当該教職員をいかなる部活動顧問にも従事させないこととする。

この間、当該教職員は、勤務校だけでなく、他校における部活動指導にも一切従事することはできない。

### 3 再発防止研修の実施

学校長は、懲戒処分の発令後、原則として2週間以内に、当該教職員にかかる「研修実施計画」を策定し、教育委員会へ提出するとともに、「研修実施計画」に基づき、教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の指導、助言のもと、当該教職員への研修を実施する。

#### <再発防止研修の内容（例）>

##### ・事案の振り返り

（当該教職員が体罰・暴力行為に至った原因や動機その他、行為の前後における児童生徒への指導の経過の振り返り）

- ・冊子『体罰・暴力行為を許さない学校づくりのために』及び『大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～』についての理解の徹底
- ・アンガーマネジメントに関する啓発
- ・児童生徒の人権・人格の尊厳に根差した指導法の確立

なお、再発防止研修の最終段階において、当該教職員は、研修の内容を踏まえた課題発表を複数の事務局職員に対し行うこと。

#### 4 研修の効果測定

再発防止研修の最終段階に実施した課題発表において、研修内容の定着度や、部活動指導への復帰に必要な適格性の確認ができれば、再発防止研修を終了し、学校長は「研修実施報告書」を教育委員会に提出する。

※ 課題発表において研修の効果が十分に示されなかった場合には、さらに研修を継続するものとする。

#### 5 部活動顧問への復帰の申し出について

学校長は、教育委員会による処分の確定後、原則として1年以上経過した当該教職員を部活動顧問に復帰させようとする場合には、「部活動復帰申出書」に「研修実施報告書」（写）を添付のうえ、教育委員会へ申し出ることができる。

なお、復帰の申し出に際して、学校長は、当該教職員の部活動顧問への復帰に対する被害生徒や保護者をはじめとする関係者の受け止めに考慮するとともに、その内容を「部活動復帰申出書」に明記すること。

#### 6 部活動顧問への復帰の承認について

教育委員会は、当該教職員が以下の基準を全て満たしているかを考慮の上で、当該教職員の部活動顧問への復帰の可否を決定する。

##### 基準

- ・事案への反省
- ・体罰・暴力行為の防止についての理解
- ・再発防止に向けた決意
- ・処分以降の勤務態度、日々の生徒への指導状況や接し方
- ・指導に対する生徒・保護者からの苦情の有無

ただし、当該教職員の部活動顧問への復帰に際しては、以下の条件を付するものとする。

- ・ 学校長は、当該教職員が復帰する部活動において、当該教職員を主顧問とせず、必ず他の教職員を主顧問として配置すること。
- ・ 当該教職員は、校内外を問わず、必ず勤務校の他の教職員と共同で部活動指導に従事するものとし、いかなる理由があっても単独で部活動指導に従事してはならない。
- ・ 当該教職員の部活動顧問復帰から一定期間（およそ半年から1年）経過後、事務局は、学校長に対して、当該教職員のその後の状況等を確認するとともに、学校長は、当該教職員に対して、生徒、保護者及び同僚教職員が当該教職員の部活動顧問復帰後の状況についてどのように感じているかをフィードバックすること。

なお、当該教職員が、部活動顧問への復帰後、上記の条件を遵守の上、一切の体罰・暴力行為等を起こさずに1年以上経過した際には、学校長の判断により、当該教職員を主顧問として、単独で部活動指導に従事させることができる。

その際、学校長は必ず事務局にその旨を報告すること。

令和 年 月 日

大阪市教育委員会 様

大阪市立  
校長

学校

印

## 体罰・暴力行為の再発防止研修「研修実施計画」

対象者名					
実施回次	第 回	実施日 (詳細未定の場合は時期を記入)	年	月	日
実施場所			研修実施者		
研修内容					
実施回次	第 回	実施日 (詳細未定の場合は時期を記入)	年	月	日
実施場所			研修実施者		
研修内容					
実施回次	第 回	実施日 (詳細未定の場合は時期を記入)	年	月	日
実施場所			研修実施者		
研修内容					

- ・ 対象者が複数いる場合には、対象者ごとに計画を策定し、本書を作成してください。
- ・ 「実施回次」は、対象者の状況等に応じて適当な回数を設定してください。  
  - ※ 複数ページにわたっても差し支えありません。
  - ※ 本様式については、Bee ネットポータル内【02. 様式集-05 人事給与>090 服務関係>030 体罰・暴力行為の再発防止研修「研修実施計画」】に掲載してありますので、必要に応じてダウンロードしていただき、様式に従って適宜記入欄を追加して記入してください。
- ・ 「研修内容」については、「〇〇について講義」、「〇〇に関する指導」等、具体的な研修内容と併せて、その実施目的（ねらい）をできるだけ詳細に記載してください。

令和 年 月 日

大阪市教育委員会 様

大阪市立  
校長

学校

印

## 体罰・暴力行為の再発防止研修「研修実施報告書」

対象者名			
実施回次	第 回	実施日	年 月 日
実施場所		研修実施者	
研修内容			
学校長所見			
実施回次	第 回	実施日	年 月 日
実施場所		研修実施者	
研修内容			
学校長所見			

- ・ 対象者が複数いる場合は、対象者ごとに本書を作成してください。
- ・ 「実施回次」は、対象者の状況等に応じて適当な回数を設定してください。  
※ 複数ページにわたっても差し支えありません。  
※ 本様式については、Bee ネットポータル内【02.様式集-05 人事給与>090 服務関係>030 体罰・暴力行為の再発防止研修「研修実施報告書」】に掲載してありますので、必要に応じてダウンロードしていただき、様式に従って適宜記入欄を追加して記入してください。
- ・ 「研修内容」については、実施した具体的な研修内容を記載してください。
- ・ 本書提出時は、研修実施後に対象者に作成させたレポート（写し）を添付してください。

令和 年 月 日

大阪市教育委員会 様

大阪市立  
校長

学校



## 部活動復帰申出書

標題について、下記の者は、平成 年 月 日付けで、生徒への体罰・暴力行為等を行ったとして懲戒処分が発令され、以降は部活動指導に従事させないこととしてまいりましたが、次のとおり部活動顧問への復帰をご承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

### 記

#### 1 対象教職員

学校 教諭 ○○ ○○

#### 2 部活動指導への復帰年月日

令和 年 月 日

#### 3 学校長としての所見

当該教諭が平成 年度に起こした体罰・暴力行為について、処分後の勤務態度等を報告いたします。

.....

(中略)

.....

また、当該教諭の部活動復帰に向けて、○月○日に実施した生徒及び保護者への説明会では、参加者全員の理解を得られ、早期の部活動顧問復帰を望む声が多数ありました。

.....

(中略)

.....

これらの点から、今後、当該教諭を部活動指導に従事させても支障がないものと考えます。

当該教諭の部活動顧問への復帰をお許しいただきますよう、何卒よろしくお願ひいたします。



(参考)

第7回教育委員会議 議案 第26号資料 (平成29年3月7日議決)

部活動顧問による部活動指導中の暴力行為等が発生した場合の対応について

平成25年9月に策定した「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～」に基づき、学校・保護者・教育委員会が一丸となり、健全で充実した部活動の実施の取組を進めているところである。

しかしながら、部活動顧問による、非違行為のない生徒への暴力行為等が後を絶たない実態がある。

については、このような事案の根絶をより強力に推進するため、今後、部活動指導中において暴力行為等を行った部活動顧問に対しては、次のとおり対応することとする。

記

1 暴力行為等が判明した場合の対応について

部活動顧問による部活動指導中の暴力行為等が判明した場合は、直ちに当該教職員を部活動顧問から外すこととする。

2 処分確定後の対応について

教育委員会による処分の確定後、原則として1年以上、当該教職員を部活動顧問に復帰させないこととする。

3 部活動顧問への復帰について

学校長は、当該教職員を部活動顧問に復帰させようとする場合には、その旨を教育委員会へ申し出ることとする。

復帰の可否については、教育委員会で決定することとする。